

令和6年度予算編成方針の概要

基本方針

令和6年度は「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「第3次プラン」という。）の行動計画期間の最終年度となることから、「生き生き岡山」の実現に向け、「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略等に基づく施策、特に、待ったなしの課題である少子化対策に正面から向き合い、希望する誰もが安心して子どもを生み育てることができる社会とするための施策を、市町村等とも一層連携を図りながら、重点的かつ着実に推進することで、好循環の流れをさらに力強いものにし、本県の持続的な発展に結びつけるための予算編成とする。

予算要求基準

基本方針を踏まえ、第3次プランに掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略等に基づき重点的に推進する施策や喫緊の課題である人口減少問題へ対応するための施策、特に少子化対策、DXの推進、脱炭素社会に向けた対応については、既存事業の積極的なスクラップ・アンド・ビルドを前提に、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分することとし、以下のとおり要求基準を定める。

また、厳しい財政状況に鑑み、収支改善を適切に確保するとともに、持続可能な財政運営を図るため、国の経済対策に呼応する場合等を除き、県の負担増につながる補正予算の編成や国庫補助事業の内示落ちに係る地方負担額の流用は、原則認めない。ただし、補助公共事業の内示落ちについては、事前防災・減災対策の観点から、財政当局が認めた所要額は、単独公共事業への振替を認める。

なお、今後、国の予算編成や地方財政措置等の内容が明らかになるのに合わせ、あらためて通知することもある。

【義務的経費】

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

【一般行政経費】

別紙「令和6年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果等の観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

(事業費)

- ・ 単県医療費公費負担等の社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限での要求とすること。なお、適正な受益者負担の在り方を検討の上、制度の抜本的な見直しに取り組んだ場合には、財政当局が認めた額を要求上限に加算する。

上記の準義務的経費以外の経費については、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底等は継続した上で、一般財源ベースで令和5年度当初予算額に、電気料金等の上昇を考慮して財政当局が示した額及び会計年度任用職員に対する勤勉手当支給の影響額を加算した額を要求上限とする。

要求に当たっては、安易にシーリングを一律にかけるといった手法をとらないよう努めるとともに、既存の施策・事業について行政評価の実施結果等を基に積極的なスクラップ・アンド・ビルドを行うこと。この趣旨に沿って事業の廃止等に取り組んだ場合には、財政当局が認めた額を要求上限に加算する。

(運営費)

- ・ 事業費ベースで令和5年度当初予算額に、電気料金等の上昇を考慮して財政当局が示した額及び会計年度任用職員に対する勤勉手当支給の影響額を加算した額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、個別管理事業及び行革の推進に資するもの等で財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとする。

[投資的経費]

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を着実に進める。

- ・ 補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで令和5年度当初予算額（国の河川激甚災害対策特別緊急事業及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に採択された事業（以下「河川激特事業等」という。）に係る予算として、財政当局が別枠で認めた額を除く。）に、電気料金等の上昇を考慮して財政当局が示した額及び会計年度任用職員に対する勤勉手当支給の影響額を加算した額を要求上限とする。なお、要求上限にかかわらず、再度災害防止の観点から、河川激特事業等に採択された事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 維持修繕経費は、要求上限の範囲で、地方負担額ベースで令和5年度当初予算額の110%までの要求を認める。
- ・ このほか、一定規模以上の建築公共事業（水島警察署建替整備）は個別管理とし、所要額を精査した上で要求を認める。
- ・ また、個別施設計画に基づく施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 国直轄事業負担金及び災害復旧事業費については、所要額での要求とすること。